

かんぽ生命の保険契約及び簡易生命保険契約に関する 保険料の払込猶予期間の延伸、保険金の非常即時払等の非常取扱い

1 保険料の払込猶予期間の延伸

保険料のお払込みを猶予する期間を、通常の払込猶予期間を含めて、最長6か月間延伸いたします。

2 保険金の非常即時払等

必要書類を一部省略するなどにより、簡易迅速なお取扱いをいたします。

	取 扱 種 別	取 扱 期 間
1	保険金及び未経過保険料の非常即時払	2020年10月12日(月)から 同年11月11日(水)まで
2	基本契約の解約(解除)の非常取扱い及び基本契約の解約返戻金(還付金)の非常即時払	
3	特約の解約(解除)の非常取扱い及び特約の解約返戻金(還付金)の非常即時払	
4	普通貸付金の非常即時払	
5	契約者貸付利率の減免	
6	保険料の前納払込みの取消しによる未経過保険料の払戻し(還付)の非常取扱い	
7	契約者配当金の非常即時払	

※「非常取扱い」とは、通常の請求では、保険証券(書)等の必要書類の提出が必要となるところ、この提出がなくても請求をお受けすることができるものです。

※「非常即時払」とは、上記に加えて、通常の請求では、請求の後日にお支払いするところ、郵便局で即時にお支払いするものです。